

第14回大分市自治基本条例検討委員会

平成22年9月1日(水)午前10時から
大分市保健所 6階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 調整案2について

(2) その他(今後の日程等)

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 基本理念及び基本原則(第3条・第4条)

第3章 市民、議会及び市長等の役割等

第1節 市民(第5条・第6条)

第2節 議会(第7条)

第3節 市長等(第8条 - 第10条)

第4章 行政運営(第11条 - 第20条)

第5章 市民参画等(第21条 - 第26条)

第6章 まちづくりの推進(第27条 - 第30条)

第7章 この条例の位置付け(第31条)

附則

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

これまで部会単位で章に分けていましたが、全体の構成が分かりやすいように整理してみました。

改正点は、以下のとおりです。

- (1) 「第2章 基本理念及び基本原則」を新たに設けました。これまで総則の中にありましたが、条例の中でも重要な規定であり、独立した方が分かりやすいと考えたためです。
- (2) 従来の「市民」の章と「市長等及び議会」の章を統合し、「第3章市民、議会及び市長等の役割等」としています。またその中を3節に分け、「市民」「議会」「市長等」の役割分担等を定める規定を配置することにしています。市民、議会、市長等(執行機関)の三者の関係を並列にし、それぞれの役割を明確にするという考えによるものです。
- (3) 「市政運営」を「行政運営」にしています。この章では市長等の行う行政運営について規定していますので、章名を合わせました。「市政運営」では、議会等の担う部分も含むこととなりますし、場合によっては市民が主体的に担う市政運営もありうると考えたため、より限定的な意味の「行政運営」の表記が妥当であると考えたことによるものです。
- (4) 従来の「市民参加・まちづくり」を「市民参画等」と「まちづくりの推進」に分けています。いずれもこの条例を特徴づける規定ですので、規定内容を目次から分かりやすくしようとする意図によるものです。同時に、「まちづくりの推進」という広い規定を包含できる章を設けることにより、これからのまちづくり課題への対応について、多方面の取組みにかかる規定を配置できることとなります。

削除: 第1章 総則(第1条 第4条)。
第2章 市民(第5条・第6条)
第3章 執行機関及び議会(第7条 第12条)。
第4章 市政運営(第13条 第28条)。
第5章 市民参画及びまちづくり(第29条 第36条)。
第6章 連携及び交流(第37条)。
第7章 多文化共生(第38条)
第8章 環境及び景観(第39条)。
第9章 条例の位置付け(第40条)。

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である（仮称）大分市自治基本条例を制定します。

理念部会の検討により、対案をいただいた2人の検討委員さんの前文（案）を参考に、最終段落の「～世代に確実に引き継いでいくための道しるべ～」の部分、宣誓する意味合いを込めて「～世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべ～」と変更しました。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他の自治の基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

削除: 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

章立ての見直しに伴い、第1条の規定を修正しました。ただし、理念部会の議論では、もう少し分かりやすく、簡素に表現する方法はないかとの意見をいただきましたので、対案（別紙）も提示します。全体でのご議論をお願いします。

（定義）

第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

（1）市内に住所を有する者

（2）市内に通勤し、又は通学する者

（3）市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域活動団体等」という。）

2 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関をいう。

3、 この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう。

削除: 2

削除: 行政

4 この条例において「総合計画」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運

営を図るための基本構想及びそれを実現するため、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画を総称したものをいう。

定義規定に「市長等」「総合計画」を追加しました。このような定義内容でよいかが、ご協議ください。

第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

第3条 本市は、次に掲げるまちづくりを実現することを自治の基本理念とする。

- (1) 幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり
- (2) 市民主権のまちづくり
- (3) 協働のまちづくり

(基本原則)

第4条 本市は、次に掲げる事項を原則として、自治を進めるものとする。

- (1) 市民総参加の原則
全ての市民がまちづくりに参加すること。
- (2) 情報共有の原則
市政及びまちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。
- (3) 平等と機会均等の原則
全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

書式変更: インデント: 最初の行: 0字, 行間: 1行

削除: 事項を、まちづくりの基本理念とする。

削除: 市民及び市

削除: まちづくり

削除: 運営、

削除: 行政

第3条、第4条とも自治の基本理念・基本原則であることを明記するため、各号列記以外の部分の表現を調整しています。

なお、これまで各部会ごとに条文の検討を行ってきたことから、現在の基本理念・基本原則の案と他部会の条文との関連が十分に整理されているかどうか、さらに検討する余地も残されているものと思われます。

この点については、基本理念・基本原則と各論が直接的な関係に立つ必要はないとの考え方もありえますが、次章以下の規定との関連付けの要否については、全体でのご協議をお願いします。

第3章 市民、議会及び市長等の役割等

削除: 2

第1節 市民

削除: 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

2 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。

3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。

4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

5 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを認識するとともに、まちづくりに関しに掲げる責務を負う。

削除: 自治の基本理念を実現するため、

(1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。

(2) 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力するよう努めること。

削除: してまちづくりに取り組む

(3) 自らの発言と行動に責任を持つこと。

(4) 地域コミュニティへの参加を通じて、助け合いの精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。

削除: 3

削除: 共助

(5) 行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。

2 市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。

削除: (4) まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。

3 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

削除: 【

削除: (検討中)】

第1項について、以下のとおり調整しています。

原案では、第1号で「まちづくりへ～参画し」及び「自らまちづくりに取り組む」という2つの関わり方を提示していますが、第2号で「まちづくりに取り組む」、第4号で「まちづくりへの参画に当たっては」と、それぞれ片方の関わり方についてのみの規定となっていました。いずれも片方に限定する趣旨ではないと考えられますので、各号列記以外の部分に「まちづくりに関し」と規定することで、これらをまとめることとしました。

市民は、「自らが」自治の主体である～と明記することで、市民が自治の主体であることを強調しています。

「共助」の用語が難解であると思われたので、「助け合い」と平易な用語に言い換えています。

第2節 議会

(議会の基本的役割等)

第7条 議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成され、地方公共団体の議事機関と位置づけられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。

2 議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。(～重大な責務を有する。)

3 議会は、市民に開かれた議会とし、その責務を明らかにし、市民の信託にこたえるものとする。

4 議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については、議会基本条例に定めるところによる。(別に条例で定めるところによる。)

議会選出の委員からご提示いただきました案を掲載しています。第2項と第4項については、他の条文と比較したとき、それぞれ文末の()のように言い換えた方が整合すると思われます。

第3節 市長等

(市長等の基本的役割と責務)

第8条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、総合計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

3 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民福祉の向上に努めなければならない。

4 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、相互に連携して行政機能を発揮するように努めなければならない。

5 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。

6 市長等は、市民と協働し、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。

(市長の基本的役割と責務)

第9条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。

2 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。

削除: 第3章 執行機関及び議会

削除: 7

削除: (市長その他の執行機関をいう。)

削除: 基本構想及び基本計画

削除: 3—市長等は、市民主体のまちづくりを推進するために必要な条例等の制定改廃を適切に行うものとする—

削除: 8

- 3 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げるため、効率的な行政運営を行うよう努めなければならない。
- 4 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。
- 5 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。

従来の案では「市民」「議会」に比べ規定の数が多いことと、役割と責務の区分が分かりにくいこと、「市民」「議会」では役割と責務を区分していないことなどを考え、条文を統合しています。

（職員の責務）

- 第10条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。
- 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。
- 3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、適切に対応しなければならない。

第4章 行政運営

第4章の章名を「行政運営」にしています。「市政運営」より限定的な意味で、市長等の行う行政権限の運営に限定した規定であることを分かるように配慮しました。

また、この章の条文の並び順について、総合計画、政策決定時に必要となる財政の運営と政策法務関係、政策を評価する行政評価、政策を実行する際の**手続**、行政を行う上で必要な**情報公開及び権利保護**、最後にこれらの運営を可能にするための**行政組織関係**という形に変更しています。この条文の並び順は神原モデルを参考にしています。

~~（市政運営の基本）~~

- ~~第13条 市（執行機関）は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。~~
- ~~2 市（執行機関）は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。~~

削除：（市長の責務）

第9条 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。

2 市長は、最少の経費で効果を挙げるため、効率的な市政運営を行うよう努めなければならない。

3 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。

（執行機関の責務）

第10条 執行機関は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民満足度の向上に努めなければならない。

2 執行機関は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮するように努めなければならない。

3 執行機関は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。

… [1]

削除: 11

削除: 適正

削除：（議会の基本的役割等）
第12条 検討中。

削除: 市政

(総合計画)

第11条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

削除: 4

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の参画の機会を確保するものとする。

削除: 市民参加

(財政運営)

第12条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

~~2 市(執行機関)は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に公表しなければならない。~~

(政策法務)

第13条 市長等は、市政の課題に対応した政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うとともに、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。

(条例の制定等の手続)

第14条 市長は、市政に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。

(行政評価)

第15条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。

2 市長等は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。

~~(外部監査)~~

~~第16条 市は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。~~

削除: 効果

削除: 効率

~~2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。~~

削除: 市政

この条文は、地方自治法に定める外部監査を行うに止まる内容となっているため、敢えて規定する必要はないものと思われます。

(行政手続)

第16条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導等に関する手続を明らかにするものとする。

(情報公開)

第17条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。

(個人情報保護)

第18条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

(権利保護及び苦情対応)

第19条 市長等は、行政運営における市民の権利利益を擁護するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長等は、行政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。

(法令遵守等)

第21条 市長等は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、必要な体制を整備するものとする。

コンプライアンスに関する規定ですが、既に体制整備のための条例を制定済みですので、行政運営の章の中で規定する必要は乏しいかと思われます。

(行政組織の編成)

第20条 市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な行政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。

第5章 市民参画等

第5章は、市民参画についてと、それを実現するための行政の仕組みについて規定しています。そこで、章名を「市民参画等」としています。

(市民参画)

第21条 本市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保する。

2 市長等は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。

(協働の推進)

第22条 市民、議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。

削除: (行政手続)

第19条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。(条例の制定等の手続)

第20条 市長は、市政運営に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。

削除: (財政運営)

第22条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

削除: 3

削除: 市政

削除: ものとする。

削除: 2 市長等は、組織の横断的な調整を図るものとする。

削除: 第5章

削除: 及びまちづくり

書式変更: 箇条書きと段落番号

削除: まちづくりへの

削除: 9

削除: 市長等

削除: しなければならない

削除: 市民

削除: 30

削除: 市民

削除: 市民

(市民提案)

第23条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。

(市民意見の聴取)

第24条 市長等は、重要な政策等の立案に当たっては、市民から意見を公募する手続(以下「パブリックコメント手続」という。)を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。

2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

3 市長等は、前2項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。

(住民投票)

第25条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする。

(審議会、懇話会等)

第26条 市長等は、法令に基づき設置する審議会等のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会等を設置するものとする。

2 市長等は、法令等に別段の定めがある場合を除き、審議会、懇話会等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。

3 市長等は、審議会、懇話会等の会議の公開に努めるものとする。

「附属機関」という表現が一般市民に分かりにくいと思われましたので、「審議会等」としてします。

(情報共有及び説明責任)

~~第34条 市は、市政に関する情報を、適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。~~

~~2 市は、政策等の立案、実施、評価及び見直しの各過程において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。~~

削除:

(附属機関等)

第31条 市長等は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会などを設置するものとする。

2 市長等は、附属機関等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。

3 市長等は、附属機関等の会議の公開に関することは、別の定めによるものとする。

削除: 3

削除: 策定

削除: 33

~~3 市は、市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等については、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。~~

第6章 まちづくりの推進

この章には、都市内分権、地域コミュニティなど、これから重要となってくる課題をまとめて配置することとしています。これらの規定をまとめる章名については、いずれの規定も「まちづくりの推進」というキーワードでまとめることができると考えましたので、現時点ではこのようにしていますが、検討の余地があるかと思われるので、ご協議をお願いします。

(都市内分権)

第27条 市長等は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。

削除: 35

(地域コミュニティ)

第28条 市長等は、地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。

削除: 36

2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。

削除: それぞれの地域に係る市民によって構成される

3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。

(連携及び協力)

第29条 市長等は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。

削除: 第6章 連携及び交流

2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。

削除: 37

(危機管理体制の整備等)

第30条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携及び協力を図るものとする。

~~第7章 多文化共生~~

~~第38条 市(市民、執行機関及び議会)は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。~~

第8章 環境及び景観

~~第30条 市（市民、執行機関及び議会）は、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これを活かしたまちづくりの推進及び良好な景観の形成に努めるものとする。~~

第7章 この条例の位置付け

第31条 市民、議会及び市長等は、本市の自治の最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

複数の部会で最高規範性の規定を冒頭においてはどうかとのご提案をいただきましたが、前文中に最高規範性についての表記もありますので、重複をさけるため、日本国憲法の構成に倣い、末尾に置いたままにしています。

削除: 9

削除: 40

削除: 執行機関及び

削除: まちづくり

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

（この条例の見直し）

2 市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

削除: 2 執行機関及び議会は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(市長の責務)

第9条 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。

- 2 市長は、最小の経費で効果を挙げるため、効率的な市政運営を行うよう努めなければならない。
- 3 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。

(執行機関の責務)

第10条 執行機関は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民満足度の向上に努めなければならない。

- 2 執行機関は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮するように努めなければならない。
- 3 執行機関は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。
- 4 市(執行機関)は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。

(財政運営)

第22条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

~~2 市(執行機関)は、毎年度の予算及び決算その他の市の財政状況に関する情報を市民に公表しなければならない。~~

- 2 市長等は、組織の横断的な調整を図るものとする。

(市民提案)

第24条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。

- 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。

(権利保護・苦情対応)

第 25 条 市長等は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、及び行政の改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長等は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。

(政策法務)

第 26 条 市長等は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。

2 市長等は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うものとする。

(危機管理体制の整備等)

第 27 条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。

~~(人材の育成)~~

~~第 28 条 市 (執行機関) は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。~~

(別紙)

第1条をより簡素にした案

(案A)

第1条 この条例は、本市における自治の基本原則を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

(案B)

第1条 この条例は、本市における自治に関し、基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割及び責務等の基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

理念部会の議論の中では、条例中に規定している内容を各号として列記するなど、表現上の工夫ができないかとの意見がありましたが、第1条中にそのような規定をしている例はほとんどありませんので、難しいと考える。

また、条例に規定している事項の骨格を示す条項を別に設けることも検討しましたが、目次と同様になりますので、やはり難しいと考える。ただし、目次を工夫することで規定内容を分かりやすくすることで、目的は達成可能と考えます。

条項の調整(移動)比較表

| 部会 | 調整案 1 | 調整案 2 |
|---------------------|--|---|
| 理念 | <第1章 総則> 第1条(目的) 第2条(定義) 第3条(基本理念) 第4条(基本原則) | <第1章 総則> 第1条(目的) 第2条(定義) <第2章 基本理念及び基本原則> 第3条(基本理念) 第4条(基本原則) |
| 市民 | <第2章 市民> 第5条(市民の権利) 第6条(市民責務) | <第3章 市民、議会及び市長等の役割等> 第1節 市民 第5条(市民の権利) 第6条(市民責務) |
| 執行機関・議会 | <第3章 執行機関及び議会> 第7条(市の基本的役割) 第8条(市長の基本的役割) 第9条(市長の責務) 第10条(執行機関の責務) 第11条(職員の責務) 第12条(議会の基本的役割等) | 第7条(議会の基本的役割等) 第3節 市長等 第8条(市長等の基本的役割と責務) 第9条(市長の基本的役割と責務) |
| (一部市政運営) | 第10条(執行機関の責務) 第11条(職員の責務) 第12条(議会の基本的役割等) | 第10条(職員の責務) |
| 市政運営 | <第4章 市政運営> 第13条(市政運営の基本) 第14条(総合計画) 第15条(行政評価) 第16条(外部監査) 第17条(情報公開) 第18条(個人情報の保護) 第19条(行政手続) 第20条(条例の制定等の手続) 第21条(法令遵守等) 第22条(財政運営) 第23条(行政組織の編成) 第24条(市民提案) 第25条(権利保護/苦情対応) 第26条(政策法務) 第27条(危機管理体制の整備等) 第28条(人材育成) | <第4章 行政運営> 第11条(総合計画) 第12条(財政運営) 第13条(政策法務) 第14条(条例の制定等の手続) 第15条(行政評価) 第16条(行政手続) 第17条(情報公開) 第18条(個人情報の保護) 第19条(権利保護及び苦情対応) 第20条(行政組織の編成) |
| 市民参加・まちづくり | <第5章 市民参加及びまちづくり> 第29条(まつづくりへの市民参加) 第30条(市民協働の推進) 第31条(附属機関等) 第32条(市民意見の聴取) 第33条(住民投票) 第34条(情報共有及び説明責任) 第35条(都市内分権) 第36条(地域コミュニティ) | <第5章 市民参加等> 第21条(市民参加) 第22条(協働の推進) 第23条(市民提案) 第24条(市民意見の聴取) 第25条(住民投票) 第26条(審議会、懇話会等) <第6章 まちづくりの推進> 第27条(都市内分権) 第28条(地域コミュニティ) |
| 市政運営 | <第6章 連携及び交流> 第37条(連携及び交流) <第7章 多文化共生> 第38条(多文化共生) <第8章 環境及び景観> 第39条(環境及び景観) | 第29条(連携及び協力) 第30条(危機管理体制の整備等) |
| 部会に属さない事項 (事務局案) | <第9章 条例の位置付け> 第40条(条例の位置付け) | <第7章 この条例の位置付け> 第31条(この条例の位置付け) |

移動

統合

移動

(仮称)大分市自治基本条例 条文案 (調整案 2)

| 担当部会 | 部会案 (第 12 回会議にて提示) | 調整案 1 (各部会にて提示) | 調整案 2 (第 14 回会議にて提示) |
|------|---|---|---|
| | <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条 第 4 条)</p> <p>第 2 章 市民 (第 5 条・第 6 条)</p> <p>第 3 章 執行機関及び議会 (第 7 条 第 12 条)</p> <p>第 4 章 市政運営 (第 13 条 第 28 条)</p> <p>第 5 章 市民参画及びまちづくり (第 29 条 第 36 条)</p> <p>第 6 章 連携及び交流 (第 37 条)</p> <p>第 7 章 多文化共生 (第 38 条)</p> <p>第 8 章 環境及び景観 (第 39 条)</p> <p>第 9 章 条例の位置付け (第 40 条)</p> <p>附則</p> | <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条 第 4 条)</p> <p>第 2 章 市民 (第 5 条・第 6 条)</p> <p>第 3 章 執行機関及び議会 (第 7 条 第 12 条)</p> <p>第 4 章 市政運営 (第 13 条 第 28 条)</p> <p>第 5 章 市民参画及びまちづくり (第 29 条 第 36 条)</p> <p>第 6 章 連携及び交流 (第 37 条)</p> <p>第 7 章 多文化共生 (第 38 条)</p> <p>第 8 章 環境及び景観 (第 39 条)</p> <p>第 9 章 条例の位置付け (第 40 条)</p> <p>附則</p> | <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)</p> <p>第 2 章 <u>基本理念及び基本原則 (第 3 条・第 4 条)</u></p> <p>第 3 章 <u>市民、議会及び市長等の役割等</u> <u>第 1 節 市民 (第 5 条・第 6 条)</u> <u>第 2 節 議会 (第 7 条)</u> <u>第 3 節 市長等 (第 8 条 - 第 10 条)</u></p> <p>第 4 章 <u>行政運営 (第 11 条 - 第 20 条)</u></p> <p>第 5 章 <u>市民参画等 (第 21 条 - 第 26 条)</u></p> <p>第 6 章 <u>まちづくりの推進 (第 27 条 - 第 30 条)</u></p> <p>第 7 章 <u>この条例の位置付け (第 31 条)</u></p> <p>附則</p> |
| 理念部会 | <p><前文></p> <p>わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。</p> <p>大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。</p> <p>わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。</p> <p>わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例を制定します。</p> <p><第 1 章 総則></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 市内に住所を有する者</p> <p>イ 市内に通勤し、又は通学する者</p> <p>ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)</p> <p>2 この条例において「協働」とは、市民、議会、行政が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう。</p> | <p><前文></p> <p>わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。</p> <p>大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。</p> <p>わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。</p> <p>わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例を制定します。</p> <p><第 1 章 総則></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内に通勤し、又は通学する者</p> <p>(3) 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)</p> <p>2 この条例において「協働」とは、市民、議会、行政が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう。</p> | <p><前文></p> <p>わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。</p> <p>大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。</p> <p>わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。</p> <p>わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいく<u>ことを誓い、そのための道しるべとして</u>、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例を制定します。</p> <p><第 1 章 総則></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、本市における自治の<u>基本原則</u>を明らかにするとともに、市民、議会及び<u>市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他の自治の基本となる事項</u>を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内に通勤し、又は通学する者</p> <p>(3) 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)</p> <p>2 <u>この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関をいう。</u></p> <p>3 <u>この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう。</u></p> <p>4 <u>この条例において「総合計画」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを実現するため、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画を総称したものをいう。</u></p> |

| 担当部会 | 部会案（第12回会議にて提示） | 調整案1（各部会にて提示） | 調整案2（第14回会議にて提示） |
|------|---|---|---|
| 理念部会 | <p>（基本理念）</p> <p>第3条 本市は次に掲げる事項を、まちづくりの基本理念とする。</p> <p>（1）幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり</p> <p>（2）市民主権のまちづくり</p> <p>（3）協働のまちづくり</p> | <p>（基本理念）</p> <p>第3条 本市は次に掲げる事項を、まちづくりの基本理念とする。</p> <p>（1）幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり</p> <p>（2）市民主権のまちづくり</p> <p>（3）協働のまちづくり</p> | <p><第2章 基本理念及び基本原則></p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 本市は、次に掲げる<u>まちづくりを実現することを自治</u>の基本理念とする。</p> <p>（1）幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり</p> <p>（2）市民主権のまちづくり</p> <p>（3）協働のまちづくり</p> |
| | <p>（基本原則）</p> <p>第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を原則としてまちづくりを進めるものとする。</p> <p>（1）市民総参加の原則</p> <p>全ての市民がまちづくりに参加すること</p> <p>（2）情報共有の原則</p> <p>市政運営、まちづくりに関する情報を市民、議会、行政が共有すること</p> <p>（3）平等と機会均等の原則</p> <p>全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること</p> | <p>（基本原則）</p> <p>第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を原則としてまちづくりを進めるものとする。</p> <p>（1）市民総参加の原則</p> <p>全ての市民がまちづくりに参加すること。</p> <p>（2）情報共有の原則</p> <p>市政運営、まちづくりに関する情報を市民、議会、行政が共有すること。</p> <p>（3）平等と機会均等の原則</p> <p>全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。</p> | <p>（基本原則）</p> <p>第4条 本市は、次に掲げる事項を原則として<u>自治</u>を進めるものとする。</p> <p>（1）市民総参加の原則</p> <p>全ての市民がまちづくりに参加すること。</p> <p>（2）情報共有の原則</p> <p>市政<u>及び</u>まちづくりに関する情報を市民、議会<u>及び市長等</u>が共有すること。</p> <p>（3）平等と機会均等の原則</p> <p>全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。</p> |
| 市民部会 | <p><第2章 市民></p> <p>（市民の権利）</p> <p>第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。</p> <p>2 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。</p> <p>4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p> <p>5 子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。</p> | <p><第2章 市民></p> <p>（市民の権利）</p> <p>第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。</p> <p>2 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。</p> <p>4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p> <p>5 子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。</p> | <p><第3章 市民、議会及び市長等の役割等></p> <p>第1節 市民</p> <p>（市民の権利）</p> <p>第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。</p> <p>2 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。</p> <p>4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p> <p>5 子どもは、<u>将来の</u>地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。</p> |
| | <p>（市民の責務）</p> <p>第6条 市民は、自治の主体であることを認識するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を負う。</p> <p>（1）まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>（2）互いに権利を尊重し、理解し、及び協力してまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>（3）地域コミュニティへの参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。</p> <p>（4）まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p> <p>（5）行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。</p> <p>2 【市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。】</p> <p>3 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p> | <p>（市民の責務）</p> <p>第6条 市民は、自治の主体であることを認識するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を負う。</p> <p>（1）まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>（2）互いに権利を尊重し、理解し、及び協力してまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>（3）地域コミュニティへの参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。</p> <p>（4）まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p> <p>（5）行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。</p> <p>2 【市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。】</p> <p>3 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p> | <p>（市民の責務）</p> <p>第6条 市民は、<u>自らが</u>自治の主体であることを認識するとともに、<u>まちづくりに関し</u>次に掲げる責務を負う。</p> <p>（1）まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>（2）互いに権利を尊重し、理解し、及び協力<u>する</u>よう努めること。</p> <p><u>（3）自らの発言と行動に責任を持つこと。</u></p> <p><u>（4）</u>地域コミュニティへの参加を通じて、<u>助け合い</u>の精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。</p> <p>（5）行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。</p> <p>2 市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。</p> <p>3 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p> |

| 担当部会 | 部会案（第12回会議にて提示） | 調整案1（各部会にて提示） | 調整案2（第14回会議にて提示） |
|----------------------|---|---|---|
| <p>執行機関 議会部会</p> | <p>（市の基本的役割） 第7条 市長等(市長その他の執行機関をいう。)は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 2 市長等は、基本構想及び基本計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。 3 市長等は、市民主体のまちづくりを推進するために必要な条例等の制定改廃を適切に行うものとする。</p> | <p>（議会の基本的役割等） 第12条から移動</p> <p>＜第3章 執行機関及び議会＞ （市の基本的役割） 第7条 市長等(市長その他の執行機関をいう。)は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 2 市長等は、基本構想及び基本計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。 3 市長等は、市民主体のまちづくりを推進するために必要な条例等の制定改廃を適切に行うものとする。 3 第10条第1項から統合 4 第10条第2項から統合 5 第10条第3項から統合 6 第10条第4項から統合</p> | <p>調整案2（第14回会議にて提示）</p> <p>第2節 議会 （議会の基本的役割等） 第7条 議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成され、地方公共団体の議事機関と位置づけられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。 2 議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。（～重大な責務を有する。） 3 議会は、市民に開かれた議会とし、その責務を明らかにし、市民の信託にこたえるものとする。 4 議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については、議会基本条例に定めるところによる。（別に条例で定めるところによる。）</p> <p>第3節 市長等 （市長等の基本的役割と責務） 第8条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。 2 市長等は、<u>総合計画</u>に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。 調整案1にて（政策法務）に統合了承済 3 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民福祉の向上に努めなければならない。 4 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、相互に連携して行政機能を発揮するように努めなければならない。 5 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。 6 市長等は、市民と協働し、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。</p> |
| <p>市政運営 部会</p> | | | |
| <p>執行機関 議会部会</p> | <p>（市長の基本的役割） 第8条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。</p> | <p>（市長の基本的役割） 第8条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。 2 第9条第1項から統合 3 第9条第2項から統合 4 第9条第3項から統合 5 第9条第4項から統合</p> | <p>（市長の基本的役割と責務） 第9条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。 2 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。 3 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げるため、効率的な行政運営を行うよう努めなければならない。 4 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。 5 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。</p> |

| 担当部会 | 部会案（第12回会議にて提示） | 調整案1（各部会にて提示） | 調整案2（第14回会議にて提示） |
|--------------|---|---|---|
| 執行機関 議会部会 | <p>（市長の責務）</p> <p>第9条 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、最小の経費で効果を挙げるため、効率的な市政運営を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程において、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。</p> | <p>（市長の責務）</p> <p>第9条 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、最小の経費で効果を挙げるため、効率的な市政運営を行うよう努めなければならない。</p> <p><u>3</u> 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程において、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。</p> | <p>（市長の責務）</p> <p>第9条第2項に統合</p> <p>第9条第3項に統合</p> <p>第9条第4項に統合</p> <p>第9条第5項に統合</p> |
| | <p>（執行機関の責務）</p> <p>第10条 執行機関は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民満足度の向上に努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>3 執行機関は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。</p> | <p>（執行機関の責務）</p> <p>第10条 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民満足度の向上に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。</p> <p><u>4 市（執行機関）は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。</u></p> | <p>（執行機関の責務）</p> <p>第8条第3項に統合</p> <p>第8条第4項に</p> <p>第8条第5項に移動</p> <p>第8条第6項に移動</p> |
| | <p>（職員の責務）</p> <p>第11条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。</p> <p>3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、適正に対応しなければならない。</p> | <p>（職員の責務）</p> <p>第11条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。</p> <p>3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、適正に対応しなければならない。</p> | <p>（職員の責務）</p> <p>第10条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。</p> <p>3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、<u>適切</u>に対応しなければならない。</p> |
| | <p>（議会の基本的役割等）</p> <p>第12条 検討中</p> | <p>（議会の基本的役割等）</p> <p>第12条 検討中</p> | <p>（議会の基本的役割等）</p> <p>第7条に移動</p> |
| 市政運営 部会 | <p><第4章 市政運営></p> <p>（市政運営の基本）</p> <p>第13条 市（執行機関）は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市（執行機関）は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。</p> | <p><第4章 市政運営></p> <p>（市政運営の基本）</p> <p>第13条 市（執行機関）は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市（執行機関）は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。</p> | <p><第4章 <u>行政運営</u>></p> <p>（市政運営の基本）</p> <p>調整案1にて（市の基本的役割）に統合了承済</p> <p>調整案1にて（市の基本的役割）に統合了承済</p> |
| | <p>（総合計画）</p> <p>第14条 市（市長）は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市（市長）は、総合計画の策定に当たっては、市民参加の機会を確保するものとする。</p> | <p>（総合計画）</p> <p>第14条 <u>市</u>は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、総合計画の策定に当たっては、市民参加の機会を確保するものとする。</p> | <p>（総合計画）</p> <p>第11条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、総合計画の策定に当たっては、<u>市民の参画</u>の機会を確保するものとする。</p> |

| 担当部会 | 部会案（第12回会議にて提示） | 調整案1（各部会にて提示） | 調整案2（第14回会議にて提示） |
|--------|---|---|---|
| 市政運営部会 | | <p>（財政運営） 第22条から移動</p> | <p>（財政運営） 第12条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</p> |
| | | <p>（政策法務） 第26条から移動</p> | <p>（政策法務） 第13条 市長等は、市政の課題に対応した政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うとともに、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。</p> |
| | | <p>（条例の制定等の手続） 第20条から移動</p> | <p>（条例の制定等の手続） 第14条 市長は、市政に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。</p> |
| | <p>（行政評価） 第15条 市（執行機関）は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。 2 市（執行機関）は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。</p> | <p>（行政評価） 第15条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。 2 市長等は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。</p> | <p>（行政評価） 第15条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。 2 市長等は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。</p> |
| | <p>（外部監査） 第16条 市（執行機関）は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。 2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。</p> | <p>（外部監査） 第16条 市は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。 2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。</p> | <p>（外部監査） 削除</p> |
| | | <p>（行政手続） 第19条から移動</p> | <p>（行政手続） 第16条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導等に関する手続を明らかにするものとする。</p> |
| | <p>（情報公開） 第17条 市（執行機関）は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。</p> | <p>（情報公開） 第17条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。</p> | <p>（情報公開） 第17条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。</p> |
| | <p>（個人情報の保護） 第18条 市（執行機関）は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p> | <p>（個人情報の保護） 第18条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p> | <p>（個人情報の保護） 第18条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p> |
| | | <p>（権利保護・苦情対応） 第25条から移動</p> | <p>（権利保護及び苦情対応） 第19条 市長等は、行政運営における市民の権利利益を擁護するため、必要な措置を講じるものとする。 2 市長等は、行政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。</p> |

| 担当部会 | 部会案（第12回会議にて提示） | 調整案1（各部会にて提示） | 調整案2（第14回会議にて提示） |
|--------|--|--|--|
| 市政運営部会 | <p>（行政手続）</p> <p>第19条 市（執行機関）は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。</p> | <p>（行政手続）</p> <p>第19条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。</p> | <p>（行政手続）</p> <p>第16条へ移動</p> |
| | <p>（条例の制定等の手続）</p> <p>第20条 市（執行機関）は、市政運営に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。</p> | <p>（条例の制定等の手続）</p> <p>第20条 市長は、市政運営に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。</p> | <p>（条例の制定等の手続）</p> <p>第14条へ移動</p> |
| | <p>（法令遵守等）</p> <p>第21条 市（執行機関）は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、必要な体制を整備するものとする。</p> | <p>（法令遵守等）</p> <p>第21条 市長等は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、必要な体制を整備するものとする。</p> | <p>（法令遵守等）</p> <p>削除</p> |
| | | <p>（行政組織の編成）</p> <p>第23条から移動</p> | <p>（行政組織の編成）</p> <p>第20条 市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な行政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。</p> |
| | <p>（財政運営）</p> <p>第22条 市（執行機関）は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市（執行機関）は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に公表しなければならない。</p> | <p>（財政運営）</p> <p>第22条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市（執行機関）は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に公表しなければならない。</p> | <p>（財政運営）</p> <p>第12条へ移動</p> |
| | <p>（行政組織の編成）</p> <p>第23条 市（執行機関）は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うものとする。</p> <p>2 市（執行機関）は、組織の横断的な調整を図るものとする。</p> | <p>（行政組織の編成）</p> <p>第23条 市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、組織の横断的な調整を図るものとする。</p> | <p>（行政組織の編成）</p> <p>第20条へ移動</p> |
| | <p>（市民提案）</p> <p>第24条 市（執行機関）は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。</p> <p>2 市（執行機関）は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。</p> | <p>（市民提案）</p> <p>第24条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。</p> | <p>（市民提案）</p> <p>第23条へ移動</p> |
| | <p>（権利保護・苦情対応）</p> <p>第25条 市（執行機関）は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、及び行政の改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 市（執行機関）は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。</p> | <p>（権利保護・苦情対応）</p> <p>第25条 市長等は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、及び行政の改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 市長等は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。</p> | <p>（権利保護及び苦情対応）</p> <p>第19条へ移動</p> |

| 担当部会 | 部会案（第12回会議にて提示） | 調整案1（各部会にて提示） | 調整案2（第14回会議にて提示） |
|-------------|---|---|--|
| 市政運営部会 | <p>（政策法務）</p> <p>第26条 市（執行機関）は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市（執行機関）は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うものとする。</p> | <p>（政策法務）</p> <p>第26条 市長等は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うものとする。</p> | <p>（政策法務）</p> <p>第13条へ移動</p> |
| | <p>（危機管理体制の整備等）</p> <p>第27条 市（市長）は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。</p> | <p>（危機管理体制の整備等）</p> <p>第27条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。</p> | <p>（危機管理体制の整備等）</p> <p>第30条へ移動</p> |
| | <p>（人材の育成）</p> <p>第28条 市（執行機関）は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。</p> | <p>（人材の育成）</p> <p>第28条 市（執行機関）は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。</p> | <p>（市長等の基本的役割と責務）</p> <p>第8条第6項へ移動</p> |
| 市民参加まちづくり部会 | <p><第5章 市民参画及びまちづくり></p> <p>（まちづくりへの市民参画）</p> <p>第29条 市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保しなければならない。</p> <p>2 市は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。</p> | <p><第5章 市民参画及びまちづくり></p> <p>（まちづくりへの市民参画）</p> <p>第29条 市長等は、市民がまちづくりに参画する機会を確保しなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。</p> | <p><第5章 市民参画等></p> <p>（市民参画）</p> <p>第21条 本市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保する。</p> <p>2 市長等は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。</p> |
| | <p>（市民協働の推進）</p> <p>第30条 市民及び市は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、市民協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。</p> | <p>（市民協働の推進）</p> <p>第30条 市民、議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、市民協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。</p> | <p>（協働の推進）</p> <p>第22条 市民、議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。</p> |
| 市政運営部会 | | <p>（市民提案）</p> <p>第24条から移動</p> | <p>（市民提案）</p> <p>第23条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。</p> |
| 市民参加まちづくり部会 | <p>（附属機関等）</p> <p>第31条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会などを設置するものとする。</p> <p>2 市は、附属機関等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、附属機関等の会議の公開に関することは、別の定めによるものとする。</p> | <p>（附属機関等）</p> <p>第31条 市長等は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会などを設置するものとする。</p> <p>2 市長等は、附属機関等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、附属機関等の会議の公開に関することは、別の定めによるものとする。</p> | <p>（審議会、懇話会等）</p> <p>第26条へ移動</p> |

| 担当部会 | 部会案（第12回会議にて提示） | 調整案1（各部会にて提示） | 調整案2（第14回会議にて提示） |
|---------------------|---|--|---|
| 市民参加 まちづく り部会 | <p>（市民意見の聴取）</p> <p>第32条 市は、重要な政策等の策定に当たっては、市民から意見を公募する手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。</p> <p>2 市は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。</p> <p>3 市は、前2項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。</p> | <p>（市民意見の聴取）</p> <p>第32条 市長等は、重要な政策等の策定に当たっては、市民から意見を公募する手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。</p> <p>2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。</p> <p>3 市長等は、前2項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。</p> | <p>（市民意見の聴取）</p> <p>第24条 市長等は、重要な政策等の立案に当たっては、市民から意見を公募する手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。</p> <p>2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。</p> <p>3 市長等は、前2項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。</p> |
| | <p>（住民投票）</p> <p>第33条 市は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。</p> <p>2 市は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに条例で定めるものとする。</p> | <p>（住民投票）</p> <p>第33条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに条例で定めるものとする。</p> | <p>（住民投票）</p> <p>第25条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする。</p> |
| | | <p>（附属機関等）</p> <p>第31条から移動</p> | <p>（審議会、懇話会等）</p> <p>第26条 市長等は、法令に基づき設置する審議会等のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会等を設置するものとする。</p> <p>2 市長等は、法令等に別段の定めがある場合を除き、審議会、懇話会等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、審議会、懇話会等の会議の公開に努めるものとする。</p> |
| | <p>（情報共有及び説明責任）</p> <p>第34条 市は、市政に関する情報を、適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。</p> <p>2 市は、政策等の立案、実施、評価及び見直しの各過程において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等については、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。</p> | <p>（情報共有及び説明責任）</p> <p>第34条 市は、市政に関する情報を、適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。</p> <p>2 市は、政策等の立案、実施、評価及び見直しの各過程において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等については、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。</p> | <p>（情報共有及び説明責任）</p> <p>調整案1にて（市長の責務）に統合了承済</p> <p>調整案1にて（市民提案）に統合了承済</p> <p>調整案1にて（権利保護・苦情対応）に統合了承済</p> |
| | <p>（都市内分権）</p> <p>第35条 市は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。</p> | <p>（都市内分権）</p> <p>第35条 市長等は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。</p> | <p><第6章 まちづくりの推進></p> <p>（都市内分権）</p> <p>第27条 市長等は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。</p> |

| 担当部会 | 部会案（第12回会議にて提示） | 調整案1（各部会にて提示） | 調整案2（第14回会議にて提示） |
|-----------------|--|--|--|
| 市民参加まちづくり部会 | <p>（地域コミュニティ）</p> <p>第36条 市は、それぞれの地域に係る市民によって構成される地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。</p> <p>2 市は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。</p> | <p>（地域コミュニティ）</p> <p>第36条 市長等は、それぞれの地域に係る市民によって構成される地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。</p> <p>2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。</p> | <p>（地域コミュニティ）</p> <p>第28条 市長等は、<u>地域コミュニティ</u>との協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。</p> <p>2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。</p> |
| 市政運営部会 | <p><第6章 連携及び交流></p> <p>第37条 市（執行機関及び議会）は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。</p> <p>2 市（執行機関及び議会）は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。</p> | <p><第6章 連携及び交流></p> <p>第37条 市長等は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。</p> | <p><u>（連携及び協力）</u></p> <p>第29条 市長等は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。</p> |
| | | <p><u>（危機管理体制の整備等）</u></p> <p>第27条から移動</p> | <p><u>（危機管理体制の整備等）</u></p> <p>第30条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、<u>市民、関係団体等との連携及び協力を図るものとする。</u></p> |
| | <p><第7章 多文化共生></p> <p>第38条 市（市民、執行機関及び議会）は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。</p> | <p><第7章 多文化共生></p> <p>第38条 市（市民、執行機関及び議会）は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。</p> | <p><第7章 多文化共生></p> <p>削除</p> |
| | <p><第8章 環境及び景観></p> <p>第39条 市（市民、執行機関及び議会）は、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これを活かしたまちづくりの推進及び良好な景観の形成に努めるものとする。</p> | <p><第8章 環境及び景観></p> <p>第39条 市（市民、執行機関及び議会）は、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これを活かしたまちづくりの推進及び良好な景観の形成に努めるものとする。</p> | <p><第8章 環境及び景観></p> <p>削除</p> |
| 部会に属さない事項（事務局案） | <p><第9章 条例の位置付け></p> <p>第40条 市民、執行機関及び議会は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 執行機関及び議会は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> | <p><第9章 条例の位置付け></p> <p>第40条 市民、執行機関及び議会は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 執行機関及び議会は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> | <p><第7章 この条例の位置付け></p> <p>第31条 市民、<u>議会及び市長等</u>は、本市の<u>自治</u>の最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>⇒ 削除</p> |
| | <p><附則></p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>（条例の見直し）</p> <p>2 市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p> | <p><附則></p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>（条例の見直し）</p> <p>2 市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p> | <p><附則></p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>（<u>この</u>条例の見直し）</p> <p>2 市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p> |